

耐震改修促進計画

(平成29年12月改定)



1 計画策定の目的等

① 計画の背景と目的

平成7年1月に発生した阪神・淡路大震災の教訓をふまえ、同年10月に「建築物の耐震改修の促進に関する法律(以下「耐震改修促進法」という。)」が制定されました。

その後、平成18年12月に「北海道耐震改修促進計画」が制定したことを受け、市では平成22年3月に「登別市耐震改修促進計画(以下「本計画」という。)」を策定しました。

平成23年3月に発生した東日本大震災においても、津波被害のほか、現行耐震基準を満たさない建築物に多くの被害が生じており、これを受けて、平成25年11月には建築物の地震に対する安全性の向上を一層促進するため、耐震改修促進法が改正されました。また、平成28年4月には、熊本地震における2度の震度7の地震が発生し、南海トラフの巨大地震の発生が今後想定されるなど、地震対策は全国的に喫緊の課題となっています。

このような背景のもと、市では、平成28年5月に「北海道耐震改修促進計画」が見直されたことを踏まえ、市民の方々の安全で安心な生活を確保するため、住宅・建築物の耐震性の向上を図るための目的として、本計画を改定します。

② 計画の位置づけ

本計画の策定にあたっては、「耐震改修促進法」及び「建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るための基本的な方針」(以下「国の基本方針」という。))のほか、「北海道耐震改修促進計画」を踏まえるとともに、「登別市総合計画」、「登別市地域防災計画」等との整合性を図ります。

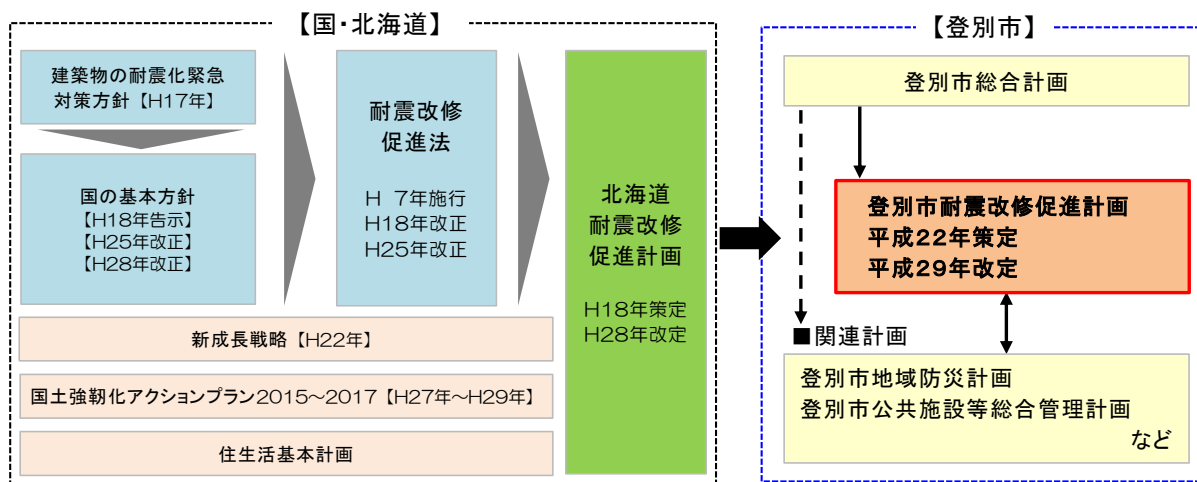


図1 計画の位置づけ

③ 計画の期間

国の基本方針及び北海道耐震改修促進計画との整合を図り、平成32年度までとします。

なお、国による住宅・建築物の耐震化に向けた新たな施策の実施などに合わせて、適宜、北海道と連携して、本計画の見直しを行います。



2 登別市で想定される地震と被害

① 登別市における地震の想定

本計画で設定する地震は、北海道地域防災計画及び中央防災会議（内閣府）において公表されている以下のタイプの地震を使用します。

- 北海道地域防災計画における想定地震（北海道耐震改修促進計画）
- 全国どこでも起こりうる直下の地震（中央防災会議）

これら2タイプの地震のうち、市内のいずれの地域でも震度が最も大きくなる「全国どこでも起こりうる直下の地震」を設定します。

② 現状における建物及び人的被害の想定

「全国どこでも起こりうる直下の地震」（震度6強・6弱）が発生した場合、市内の建物被害は住宅以外も含む市内全数約 18,000 棟のうち、全壊建物が約 1,500 棟（8%）、半壊建物が約 4,300 棟（24%）、全半壊建物で約 5,800 棟（32%）と想定されます。

また、市内の人的被害は、死者 16 人を含む死傷者が約 1,050 人（2%）発生することが想定されます。



3 住宅・建築物の耐震化の現状と目標

① 耐震化の現状と目標

市内の住宅・建築物における現状（平成28年）の耐震化率は、住宅が71.0%、多数の者が利用する建築物（以下「多数利用建築物」という。）で72.7%（うち市有は84.6%、民間は61.4%）となっています。

これらの住宅・建築物について、国の基本方針及び北海道耐震改修促進計画との整合を図り、耐震化率の目標は計画期間の平成32年度までに市有多数利用建築物、民間多数利用建築物、住宅のそれぞれについて95%とします。

なお、市有の多数利用建築物のうち小中学校、民間の多数利用建築物のうち要緊急安全確認大規模建築物*（市内のホテル・旅館）については、優先的に耐震化の促進を図る必要があることから、平成32年度までに耐震化率の目標を100%に設定して取り組みます。

※法附則第3条耐震診断義務付け建築物



4 住宅・建築物の耐震化促進に向けた施策

① 多数利用建築物の耐震化の促進

【市有建築物の計画的な耐震化】

- 多くの子供達が生活するとともに防災上の避難所として指定されている小中学校、災害対策本部機能を有する庁舎や消防本部など、多数の者が利用し、公共性が高い建築物については、優先的に耐震化を検討します。

【民間の多数利用建築物の耐震化】

- 要緊急安全確認大規模建築物、要安全確認計画記載建築物については、早急に耐震化を図る必要があるため、耐震化に要する費用の一部を市が補助します。
- 特定既存耐震不適格建築物については、耐震診断の普及啓発と耐震化の促進方策を検討します。

【非構造部材等における地震時の総合的な安全対策の推進】

- 住宅・建築物の耐震化と併せて、大規模空間の天井崩壊対策、エレベーター内の閉じ込め防止対策、ブロック塀の倒壊対策など、総合的な地震時の安全対策の推進に努めます。

② 住宅の耐震化の促進

- ・市が実施している補助制度を効果的に周知する方法について検討します。
- ・国等による耐震化関連の支援制度を活用した耐震改修の補助制度などの支援策について検討します。
- ・住宅のリフォームや増改築工事と併せて耐震改修を行う仕組みなど、市民が活用しやすい支援制度を検討します。
- ・北海道が実施している木造住宅を対象とした無料診断制度について、情報提供を行うほか申請手続きの支援などを行います。

③ 耐震化に関する情報提供等の充実

- ・建築物の耐震化の必要性や耐震改修の方法、各種支援制度の内容などについて、普及啓発を目的とした市民向けの地震防災パンフレットを相談窓口を用意するとともに、今後の施策に応じてホームページや広報を活用し情報提供の充実に努めます。
- ・工事費用や工事期間など所有者の負担が軽減される新たな工法や、他地域における耐震改修の情報収集に努め、ホームページや広報などを活用した情報提供を図ります。
- ・技術者に関する情報提供を行うとともに、建築関連技術者の講習会等の受講、技術者登録の促進を図ります。

④ 地震に関する意識啓発

- ・想定地震による揺れやすさや想定被害、避難路などの情報を示す「揺れやすさマップ」や「建物被害想定マップ」の公表・更新を行い、市民の地震に対する防災意識の向上を図ります。
- ・本計画の概要を市民に分かりやすく示したパンフレット等を作成することなどにより、市民の危機意識の向上に努めます。



5 計画の推進に向けて

① 各主体の役割

- ・市民は、耐震化を進める主役として、自らの生命・財産を自ら守るべく、所有する住宅・建築物の耐震化の促進に努める必要があります。
- ・建築関係団体（建設業協会等）及び民間事業者ならびに技術者には、専門家の立場で技術的に市民を支援するための協力体制づくりを検討します。
- ・市は、自ら管理する住宅・建築物の耐震化を計画的に取り組むことに努めるとともに、身近な行政団体として市民の取り組みを支援するなど環境整備や安全性の向上の普及に努めます。

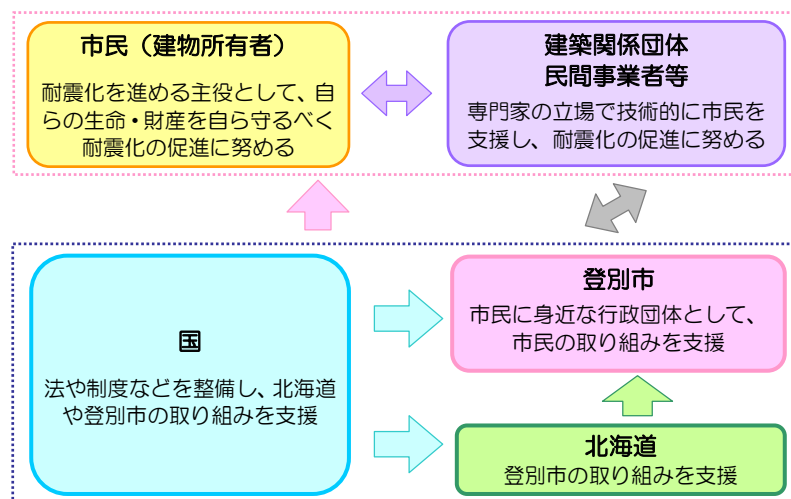


図2 各主体の役割

② 登別市計画推進体制

計画の推進に向けて、庁内の各部局が連携し所管する公共建築物及び民間建築物の耐震化の推進について取り組めます。

■ 登別市揺れやすさマップ ■

全国どこでも起こりうる直下の地震（マグニチュード6.9）

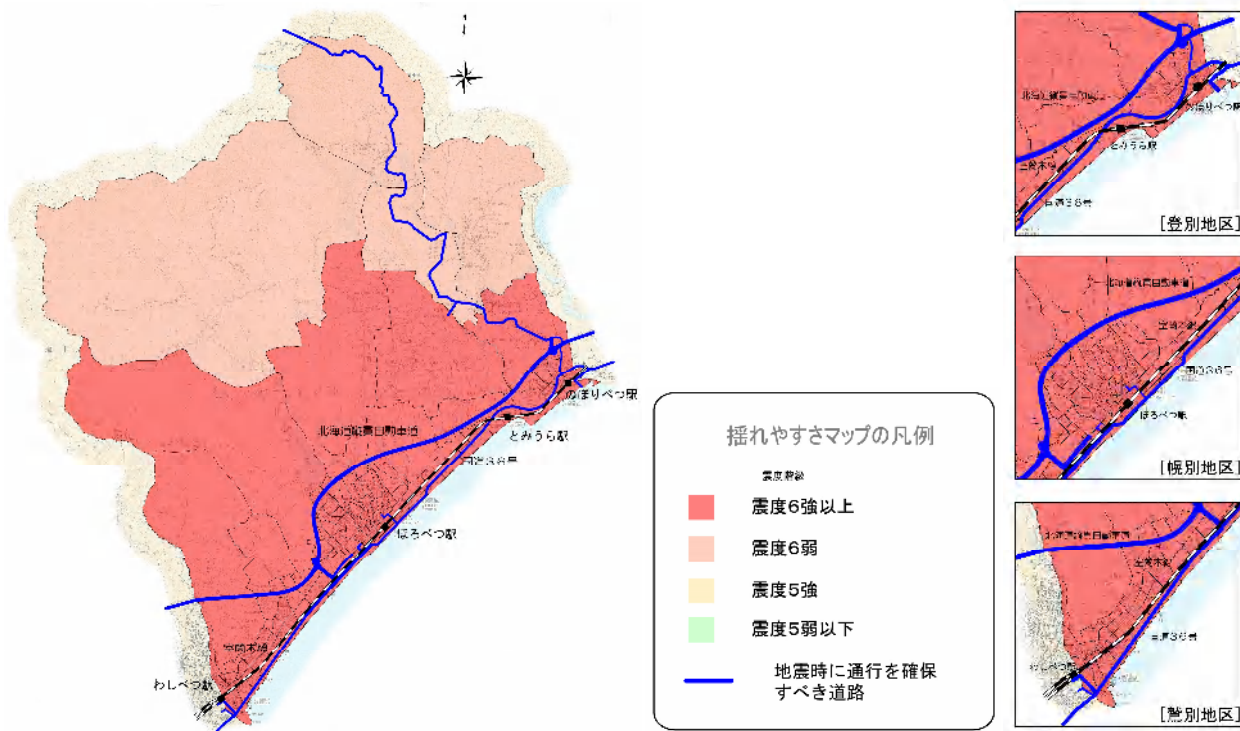


図3 揺れやすさマップ

揺れやすさマップは、登別市で想定する全国どこでも起こりうる直下の地震をもとに、地区ごとにまとめた地盤情報などをもとにして計算された、地震の揺れの大きさの震度分布をあらわしたものです。

■ 登別市建物全壊被害想定マップ ■

全国どこでも起こりうる直下の地震（マグニチュード6.9）

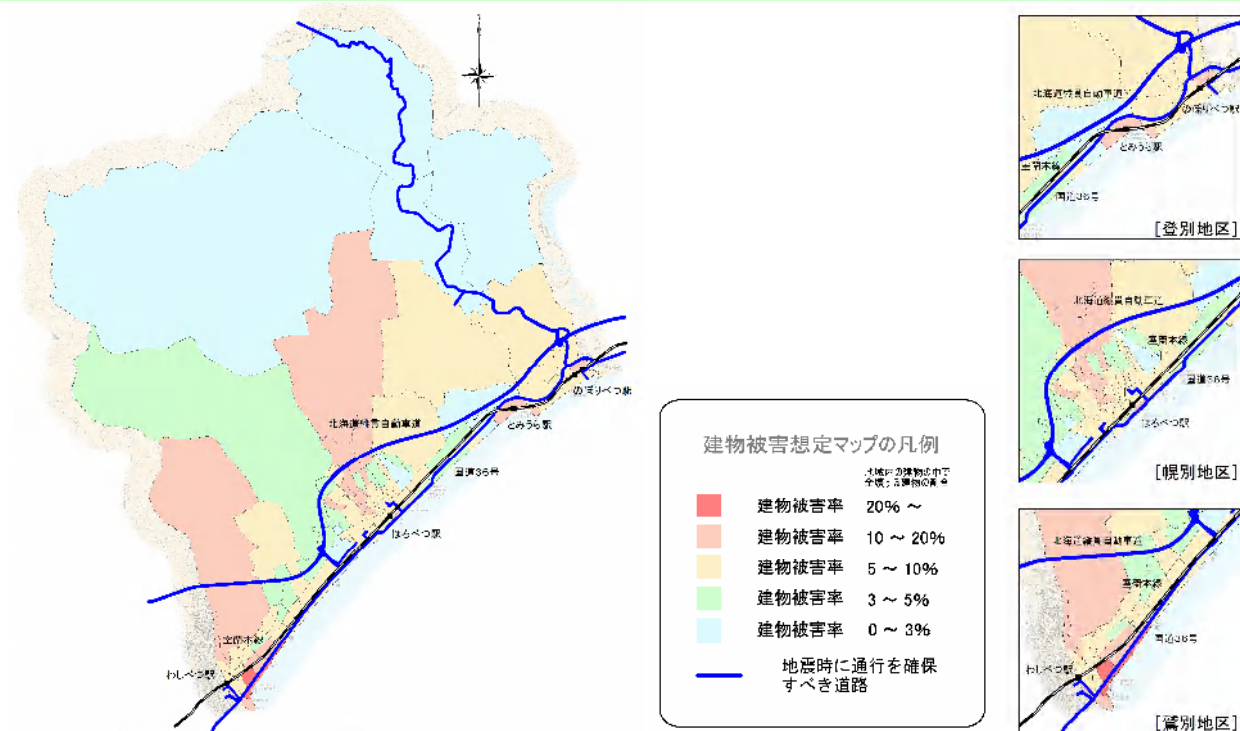


図4 登別市建物全壊被害想定マップ

建物被害想定マップは、想定される地震による震度の揺れとなった場合に、その地域ごとの全体で建物被害がどの程度生じるかの評価をあらわしています。また、昭和56年以前に建設された建物が多い地域は、一般的に建物被害率の数値が大きくなります。